

「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—事例編—」

(令和4年3月公表)の一部修正の新旧対照表

(赤字傍線部分は修正部分)

修正後	現行
<p>(略)</p> <p>1.2 事例2 事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに突合して利用する事例</p> <p>(略)</p> <p>3) 仮名加工情報の加工方法の検討と利用目的の変更</p> <p>(略)</p> <p>② どのように加工すべきか</p> <p>(略)</p> <p><仮 ID の作成方法></p> <p>(略)</p> <p>そこで、表記ゆれや別の情報を登録する可能性が低い氏名と郵便番号と生年月日の組合せから仮 ID を作成することとした上で、仮 ID を含む仮名加工情報が漏えいした場合でも特定の個人が識別されることを防ぐため、氏名と郵便番号と生年月日の組合せに事業者 B 内の関係者のみが把握する十分な文字数からなる秘密の文字列を加えハッシュ化した文字列を仮 ID とすることにした。なお、秘密の文字列や仮 ID の作成方法等の削除情報等には安全管理措置義務が課せられていることに留意が必要である</p>	<p>(同左)</p> <p>1.2 事例2 事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに突合して利用する事例</p> <p>(略)</p> <p>3) 仮名加工情報の加工方法の検討と利用目的の変更</p> <p>(略)</p> <p>② どのように加工すべきか</p> <p>(略)</p> <p><仮 ID の作成方法></p> <p>(略)</p> <p>そこで、表記ゆれや別の情報を登録する可能性が低い氏名と郵便番号と生年月日の組合せから仮 ID を作成することとした上で、仮 ID を含む仮名加工情報が漏えいした場合でも特定の個人が識別されることを防ぐため、氏名と郵便番号と生年月日の組合せに事業者 B 内の関係者のみが把握する十分の桁数の数字からなるソルトを加えハッシュ化した文字列を仮 ID とすることにした。なお、乱数値等の削除情報等には安全管理措置義務が課せられていることに留意が必要である</p>

修正後	現行
<p>(略)</p> <p>図表 1-8 本ユースケースにおける加工例</p> <p>(略)</p> <p>脚注 3 なお、本ユースケースでは氏名、郵便番号及び生年月日の組合せに事業者 B 内の関係者のみが把握する 10 桁の<u>秘密の文字列</u>を加えハッシュ化した文字列を仮 ID として用いることとしている。上記加工は、氏名、郵便番号及び生年月日に関する記述等を、復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることに当たる。</p>	<p>(略)</p> <p>図表 1-8 本ユースケースにおける加工例</p> <p>(略)</p> <p>脚注 3 なお、本ユースケースでは氏名、郵便番号及び生年月日の組合せに事業者 B 内の関係者のみが把握する 10 桁の<u>数字からなる乱数値 (ソルト)</u>を加えハッシュ化した文字列を仮 ID として用いることとしている。上記加工は、氏名、郵便番号及び生年月日に関する記述等を、復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることに当たる。</p>